

令和元年度 石狩市教育委員会会議（7月定例会）会議録

令和元年7月30日（火）
第2委員会室

開会 13時33分

○委員の出欠状況

委員氏名	出席	欠席	備考
教育長 鎌田英暢	○		
委員 門馬富士子	○		教育長職務代理
委員 松尾拓也	○		
委員 山本由美子	○		
委員 穴水正	○		

○会議出席者

役職名	氏名
生涯学習部長	佐々木 隆 哉
生涯学習部次長（教育指導担当）	佐 藤 辰 彦
生涯学習部次長（社会教育担当）	東 信 也
総務企画課長	安 崎 克 仁
学校教育課長	佐々木 宏 嘉
教育支援センター長	開 発 克 久
社会教育課長（兼公民館長）	伊 藤 英 司
文化財課長	工 藤 義 衛
厚田生涯学習課長	相 原 真 一
浜益生涯学習課長	成 田 和 幸
学校給食センター長	近 藤 和 磨
生涯学習部参事（指導担当）	山 田 潮
総務企画課主幹	松 永 実
総務企画課総務企画担当主査	扇 武 男
同上	古 屋 昇 一

議事日程

日程第1 署名委員の指名

日程第2 議案審議

- 議案第1号 石狩市学校運営協議会規則の制定について
- 議案第2号 令和元年度石狩市奨学生の決定について【非公開】

日程第3 教育長報告

日程第4 協議事項

- ① 教育委員会の点検・評価（平成30年度分）について（継続協議）

日程第5 報告事項

- ① 平成31年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に係る同意について
- ② 第三期石狩市教育委員会特定事業主行動計画の取組状況について

日程第6 その他

日程第7 次回定例会の開催について

開会宣言

（鎌田教育長）ただ今から、令和元年度教育委員会会議7月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名

（鎌田教育長）日程第1 会議録署名委員の指名ですが、穴水委員にお願いします。

日程第2 議案審議

(鎌田教育長) 日程第2 議案審議を議題とします。

議案第1号を審議する件について

(鎌田教育長) 議案第1号「石狩市学校運営協議会規則の制定について」、事務局より提案願います。

(佐々木生涯学習部長) 議案第1号 石狩市学校運営協議会規則の制定についてです。本件は、今後2ケ年かけて市内のすべての小中学校に、コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度を導入するにあたり、協議会の設置、学校運営に関して協議会が承認する事項、職員の任用に関して協議会が意見を述べるができる事項、その他協議会の運営に関し必要事項について、地方教育行政法第47条の6の規定に基づき、教育委員会の規則を定めようとするものです。詳細は、安崎総務企画課長から説明します。

(安崎総務企画課長) 私から議案第1号について、説明をいたします。資料1頁～4頁をご覧ください。平成29年4月から地方教育行政法の一部改正により、コミュニティ・スクールが教育委員会の努力義務とされました。部長が申し上げたように、本市での導入は2ケ年にかけておこないます。来年度開校する統合校2校で先行して導入し、翌年、令和3年度に一斉に導入することとしています。学校運営協議会については、教育委員会規則で定めることとされていますので、この度、提案するものです。

まず、資料の1頁です。第1条は目的、第2条は趣旨の記載です。学校運営及び学校運営の必要な支援に関して協議する機関であること、保護者、地域住民の学校運営への参画や支援、協力を引き出して、その結果信頼関係を深め学校運営の改善、児童生徒の健全育成に取り組むという、コミュニティ・スクールの趣旨の記載となります。第3条の設置ですが、対象学校の校長というくだりがありましたが、それについては、今回除いております。第4条は、毎年度校長が、学校運営協議会の承認を得る内容についての記載です。第5条については、地方教育行政法第47条の6第7項で対象学校の職員の採用、その他の任用に関して、教育委員会規則で定める事項に対して、意見を述べるができることとされています。この規則の、第2条に定める趣旨に則った活動を進める上で、必要と認められる事項と規定しまして、個人的な懲戒等の意見を排除するものとしており

ます。第6条は、これまで学校ごとに、市教委が委嘱している学校支援推進員が、学校関係者評価を行っていましたが、学校運営協議会制度を導入するにあたり、その役割を協議会で行うとしたものです。第7条については、地域や保護者の支援や協力をいただくために、積極的な情報提供について規定したものです。第8条は、委員の任命に関する条項です。委員の15名とは、例えば中学校区で、一つの学校運営協議会を構成する場合などを想定した人数として、今回提案いたします。委員は、市の特別職の非常勤職員といたしますので、市の条例で今後規定をすることになります。第9条は、守秘義務についての条項です。第10条は任期についてで、任期は2年とし、再任は妨げないものといたします。第11条は、協議会の会長及び副会長に関する条項です。第12条は、会議の運営についてです。これまで議決事項に利害を有する委員は、当該議決事項について、議決権を有しないという定めがありましたけれども、学校支援について、協議する協議会の役割の中で、利害を有するか否かの判断基準について、実際のところ想定しづらいことから、除くこととしています。第13条は、会議の公開について、第14条は、運営協議会の運営に支障が生じるような事態となった場合は、市教委が必要に応じて指導助言を行い、また、適切な措置で軌道修正できるよう規定したものです。第15条は、委員の解任についての条項です。第16条以下は、ご覧のとおり条項となります。最後に施行日は、公布の日からと規定しております。説明は以上です。

(鎌田教育長) ただ今、事務局から提案説明がありました。議案第1号につきまして、ご質問があれば受けたいと思います。

(門馬委員) 第8条の協議会委員についてですが、対象学校の児童生徒の保護者で、例えば対象学校を卒業した、あるいは転校した場合に、その保護者は委員としてはどういう形になるのですか。その時点で委員は、その職を解かれることになるのでしょうか。

(安崎総務企画課長) 転校をしてしまった場合であれば、新たな学校に通われていますので、ここの要件を外れるということになるのですが、卒業してしまった場合は、地域住民としての部分もありますので、引き続き担っていただけるのであれば、この地域住民としての立場でも可能かと思えます。

(門馬委員) ではその時点で、いきなり解職とはならないですね。

(安崎総務企画課長) そう考えております。

(門馬委員) わかりました。

(松尾委員) 今の門馬委員のご質問とも関連するのですが、2番の地域住民というのは、校区内の地域を指しているのか、それとももう少し広く、石狩市内を想定されているのかを、確認したいことが一点。

もう一点は、この会議の庶務はそれぞれの学校が行うということなので、会議の回数も基本的には学校に委ねられるものなのか、それとも教育委員会としては、「何に何回くらい、こういうような案件については、個々の会議で話し合ってください」という形の流れを作るのかどうかを伺います。

最後に、これは小中学校を想定して作っていると思うのですが、例えば幼稚園とかそういったところは、こういったものの対象にならないのかどうか、確認をさせていただければと思います。以上三点お願いいたします。

(安崎総務企画課長) まず一点目の地域住民については、通学区域だけには限らないと考えております。通学区域に限ってしまうと、他の学校に関わるという方が出てくることもありますし、他の隣の地域からも、この学校に関わっていただくという方も出てくるでしょうから、その辺は柔軟に考えたいと思います。

二点目の会議の回数は、教育委員会から、「概ね何回程度は予想される」と想定した回数は、学校へはお伝えいたしますが、学校事情というものがありますので、それに縛られず、想定した回数を実施できない場合もあります。ただし、想定回数、「何回程度は必要でしょう」というのは、学校へお伝えしていきたいと思えます。

最後の三点目、幼稚園についても、学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を導入することができることになっております。ただし、現在は市営の幼稚園はございませんので、規定はしていないということです。

(松尾委員) 一点目のことはよくわかりました。

二点目なのですが、「回数をこちらから何回行ってください」、というものでもないと思うのですが、「この学校運営にあたって、この会議にてお諮りいただきたい項目を挙げる」、というような設計者としてのお願いはしておいた方が、現場は混乱しないのではないかと思いますので、そこはご検討いただきたい。

三点目の、市立の幼稚園はないとのことで、それは確かにそうなのですがけれども、私立幼稚園などへの情報提供等が必要ではないのかどうかお尋ねしたい。いわゆる民間に対して、「こういったことが、公立では行ってきているからご検討ください」というようなお願いになるのか、情報提供的なお話になるのか、自分

の中では整理がつかないのですが、民間だから直接関係ないでよいのか疑問に思ったものですから。これについて伺います。

(佐々木生涯学習部長) まず二点目ですが、回数を目安を示した方がよいとのご意見ですが、この協議会で議決すべき事項というのは、この規則の前段で決めていますので、その他校長が必要と認める事項がどれだけあるか、ということにかかってくると思います。これがまさしく学校権限で判断すべき話でありますので、私どもとしましては、協議事項の説明と、想定される回数を示しておけば、学校の方で混乱し、何をしたいのかわからい状態にはならないと思っています。

三点目ですが、私立幼稚園について、情報提供なりというお話ですけれども、私立幼稚園のほとんどが、認定こども園になっていますので、それが学校運営協議会の制度と、どう関わるのかが正直不勉強で押さえておりません。ただ、例えば園と保護者なり、地域なりとの関わりをどうするかというのは、それぞれの私立幼稚園の、運営方針に関わってくることだと思いますので、「そのあたりを公立ではこうしております」、といったところまで言う必要はあえてないのではないかと思います。

(松尾委員) わかりました。

(穴水委員) 補足をさせていただきたいのですが、第4条で対象学校の校長が、基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るという項目があります。したがって、このことに関わって最低1回はおこなわなければならない。それから、第5条では、対象学校の職員の採用、その他の任用に関して、意見を述べるができるとあります。したがって、このことに関わっての会議は、1回は必要でしょう。それから第6条では、学校関係者による評価は協議会がおこなうということですから、当然このことに関わっても、何らかの会議が必要になると思いますし、こうやって条文を読んでいきますと、何が必要かは入っていると思いますので、プラスαで校長がその他必要な事項をどう考えるか、それ次第かなと思います。

(鎌田教育長) その辺は、具体的な規則の解釈を含めて、学校には丁寧に対応していきたいと思います。

(穴水委員) 私から一点、どのようにお考えかお聞きしたいのですが、第12条の項目7で会議録を作成するとなっていますが、どの程度のものを想定されているのか。というのは、過度に詳細なものを要求すると負担が大変大きくなる

思います。おおよそこの程度という想定がありましたら教えていただければと思います。

(安崎総務企画課長) 詳細にテープを起こして、それを会議録にするというのは、相当な負担になるので学校にそこまでは求めてはおりません。簡単な要旨の部分を記録しておいて、ということで十分と考えています。

(穴水委員) これは開示されるものなのですか。

(安崎総務企画課長) 求めがあれば開示いたします。

(佐々木生涯学習部長) 制度上学校が持っている書類というのは、市が持っている書類に含まれますので、情報公開請求があれば開示いたします。

(穴水委員) わかりました。

(鎌田教育長) その他質疑等ございませんか。

質疑なし

(鎌田教育長) その他質疑等がございませんので、第1号議案につきましては、可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、第1号議案につきましては原案通り可決いたしました。

議案第2号の審議を非公開とする件について

(鎌田教育長) 議案第2号「令和元年度石狩市奨学生の決定について」は、石狩市教育委員会会議規則第15条第1項第9号に該当いたしますので、非公開案件として後ほど審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、非公開とすることに決定いたしました。

日程第3 教育長報告

(鎌田教育長) 次に、日程第3 教育長報告を議題とします。7月定例会での報告につきましては、別紙でお配りしています。また、ただ今、市議会が開会中ですので、代表質問及び一般質問の質疑内容と建設文教常任委員会の内容につきましてもお配りしていますので、それも参考にさせていただき、何かご質問等があれば受けたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(門馬委員) 教育報告の中で三点ほどご説明いただきたいのですが、7月5日「授業改善支援事業担当講師学校訪問」とありますが、これは何ですか。それから7月23日「第29回ひたちなか市洋上学習(石狩小)」とは何のことですか。もう一点、7月27日「いしかりふるさと探検隊 商工会議所が主催」と書いてありますが、これはどのような人たちを対象に何をするのか教えてください。

(山田指導担当参事) 7月5日の件ですが、石狩市内で4校を拠点校としてグループを作り、そこに大阪保育総合大学の赤井教授をお招きして、授業参観、それから講義を受けるという事業です。今年度の道教委の施策事業のひとつとして、赤井先生をお呼びしてご指導をいただいています。

(鎌田教育長) 7月23日の件につきましては、私からお答えいたします。茨城県ひたちなか市で小学校の6年生、今回は216名がこられたのですけれども、ひたちなか市内の6年生が約1,800名おり、その中から抽選で選ばれた子ども達が、毎年この時期に洋上学習ということで北海道にこられて、いろいろな都市、例えば、苫小牧市や札幌市、小樽市などを、学習を兼ねて交流をするということで、今回で三回目なのですが、昨年からは石狩小学校との子ども達と交流をするようになっていました。今年は、石狩小5、6年生23名がひたちなか市の子ども達との交流を深めました。もともとは、水戸藩の「大型船快風丸」が石狩に寄港したことが縁で、学習をするということで毎年こられています。今回はお昼時にこられたので、石狩鍋を一緒に食べたり、シャケサンバの踊りを一緒に踊ったり、本町地区の歴史的な部分を学習したり、ということで、私は時間がなくて、シャケサンバの踊りまでしかいることができなかったのですが、無事に帰られたようです。おそらく来年以降もこられるのではないかと思います。概要としては以

上です。

それから7月27日の件なのですが、毎年石狩青年会議所でおこなっているもので、今回が29回目ということなのですが、市内の全小学校から応募を受け、石狩市内で、去年は石狩小学校、今年は浜益で、一泊での交流をしながら学習も兼ねてのキャンプをおこなっています。この日に結団式があったので、出発前に一言挨拶をいたしました。

(門馬委員) ありがとうございます。

(松尾委員) 議会の質疑の関係で、阿部議員から、SNSによる相談体制についてのご質問をいただいたということですが、現況での答弁は、ここに記載されているとおりにかなと思います。以前も私の意見として申し上げたのですが、子どもに対する相談窓口というのは、子どもが一番アクセスしやすい方法を使っていくのが、優先されるべきことかと思えます。我が市単独で対応することが難しいものも、どれでも使うのが、よいというものではないと思うのですが、どこか他のところで使えるようなものがあれば、そういったものも有効に使いながら、子ども達にきちんと対応するというか、こういった受け皿を作っていくことは、大事なかなと思いますので、これはすでにご回答されていることなので、ご回答は求めませんが、今後の特に重要度の高い課題として認識していく必要があるかなと思います。

(門馬委員) それに関連して、先日、たまたまNHKの朝のニュースで放送しておりまして、その結論を見ると、「相談一件につき何十分もかかる」、「顔が見えないだけに、相手がこの言葉を発したら、どう反応するかがなかなか読み取れない」、「このSNSでの相談というのは、まだ方向が確立されていない」、「ただ今試行錯誤中」、という話でしたので、このSNSによる相談というのは、まだ、体制を整えるには、大変難しいのかなと思っています。東京のNPOが試行錯誤しながらやっている、しかも相談を受ける人が専門家として必要なのだそうです。人的な体制を整えられるかどうかというのが、非常に問題だとしていました。確かに子ども達は、SNSで発信しやすいことはわかるのですが、答える側の体制を整えるのは、非常にまだ難しい状況にあるのかなということも、ニュース番組で知りました。

(松尾委員) 結局、今までの電話だと音声ですね。顔が見えるわけではないが、声の声色みたいなもので把握できるものが、文字だけだからさらに難しいとの意味合いでしょうか。

(門馬委員) そのとおりです。

(松尾委員) わかりました。

(鎌田教育長) 事務局としても、対応するスタッフが整わないなど、受け入れる体制が整っていません。ただ今、北海道が試験的に行っているのと、札幌市が構築しようとして動いていますが、教育委員会管轄ではなく、福祉部門の管轄で管轄は違うのですが、そのあたりは役所同士の話ですから、うまく解決できるのではないかと思います。やはり札幌市のような大きな政令都市が行うのに、そこに便乗する訳ではありませんが、協力を得ながら対応するしかない、いろいろ模索中です。この大切さは十分我々も認識しています。これから、そういうものを構築していかなければならないと思っています。いろいろな相談窓口を作っていかなければ、そういう子ども達を救っていけないのかなと、全部網羅することはなかなか難しいとは思いますが、できるだけ網羅できるような体制づくりをしていかなければならないと思っています。

(鎌田教育長) 他に質問等はございますか。

質問なし

(鎌田教育長) それでは、他に質問等が無いようですので、教育長報告については了承ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、教育長報告は了承をいただきました。

日程第4 協議事項

(鎌田教育長) 次に、日程第4 協議事項を議題といたします。

協議事項① 教育委員会の点検・評価（平成30年度分）について（継続協議）

(鎌田教育長)協議事項「①教育委員会の点検・評価(平成30年度分)について」、事務局から説明願います。

(安崎総務企画課長)この件につきましては、引き続き協議事項とさせていただいて、皆様からいただいた意見について、修正を重ねていくということで進めていきたいと思えます。

(松尾委員)この点検評価事業自体は、先日、私が感じるころはお伝えしたところなので、ご検討いただければと思えます。今日、発言をさせていただきたいのは、今回の点検評価というのは、次の新しいプラン作成の実績に、影響を与えるのではないかとと思えますので、この場をお借りして、新しいプランについて自分の考え方について、申し上げさせていただきたいと思えます。

どのようなプランも100%、満点ということは難しいのかなと思えますのですが、やはり若干問題があるかなと、私としては感じております。一番問題と思うのは、大きな目標、大項目、その考え方、中項目や小項目で掲げられている目標というのが、若干整合性の疑問符が付くものがあるのかなと、個別のことは先日申し上げたところですが、本来で言うと、大きな目標で掲げられている政策目標を達成するために、中項目や小項目で具体的に取り組むとiiいうのが、ふさわしいのではないかとと思えますのですが、そこがきちんと整合性が取れているのか、というところの再検討が必要かなと、感じてるところがいくつかありました。また、数値目標として掲げられている項目のうち、そもそも我々のような行政組織が、ここを目標とすべきなのかと、違和感を覚える数値と指標もいくつかありました。

もう一点、今のことにも関連するのですが、現プランに関して感じることで、私ども教育委員会の活動を、網羅的に把握しようとするあまり、少し総花的になってしまっているのかなという感じがいたします。今後、取り組むべき大きな方向感というものが、推察するに大項目に現れていて、中項目や小項目は、現況、教育委員会の活動として行っているものをそこに載せて、大項目とすり合わせをしながらプランを作ったのではないかと、iiいう感じの印象を私は受けます。次期の新プランに関しましては、私ども石狩市教育委員会が目指す、方向性や取り組むべき施策について、わかりやすく指し示す、ということを中心に、主眼に置いて、複雑にならないものの方が、かえってよいのではないかと考えております。具体的には年度ごとに教育委員会として、これに取り組む。それぞれの課の中で重点的に、これに取り組むということをして毎年明示して、それに対してしっかりと検証、PDCAサイクルを回して、次年度に生かしていくということこそ、組織運営上では大事なことかなと思えます。今後作るプランというのは、その各年度の取組に中期的な方向性や指針を与えるというのが、このプランの目的か

なと思うので、あまり詳細なことまで述べなくていいのではないかと私は思います。

もう一つ、数値目標そのものを否定するものではありませんが、どのような項目と目標値を設定するかについては、プラン5年、10年とございますので、社会的変動も十分あり得ますから、モニタリング対象として、数値を把握するということが必要なことかもしれませんが、目指すべき政策目標として、数値目標を掲げるといふのは、慎重な検討が必要かなと思います。繰り返しになりますが、大切なのは数値そのものよりも、組織として何に取り組み、取り組んだ結果どうなったかということについて、しっかりと検証プロセスを回していく、そしてその結果を開示していくということかなと思います。以上点検評価とは少し離れるのですが、この機会に発言させていただきました。よろしく願いいたします。

(鎌田教育長) ただ今の発言は、提言でよろしいですか。

(松尾委員) はい。

(佐々木生涯学習部長) ただ今、ご指摘いただいた点につきましては、非常に重要なお話だったと思います。この発言内容を、十分咀嚼しながら考えていかなければならないと思っています。ただ、総花的になってしまうというのは、行政が作る計画というのは、大体そう言われるのですが、重点的にすると、そこから漏れたものはどうするのか、という話が出てくるので、そのジレンマで、計画作成担当者は常に悩んでいる、というところがありますので、今回もそのあたりを悩みながら、作成していきたいと考えています。

(鎌田教育長) 他に質問等はございますか。

質問なし

(鎌田教育長) それでは他に質問等がないようですので、協議事項①については了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、協議事項①は了解いたしました。

日程第5 報告事項

(鎌田教育長) 次に、日程第5 報告事項を議題といたします。

報告事項① 平成31年度全国学力・学習状況調査北海道版結果報告への市町村別結果の掲載に係る同意について

(鎌田教育長) 報告事項①「平成31年度全国学力・学習状況調査北海道版結果報告への市町村別結果の掲載に係る同意について」、事務局から説明願います。

(山田指導担当参事) 北海道版結果報告市町村別結果の掲載に係る同意についての報告をいたします。平成26年度の本調査の実施要綱から、「教育委員会市町村別都道府県別の区別なく、教育委員会あるいは学校が、保護者に対して説明責任を果たすということが重要である」、ということが明記されています。そのことに基づいて道教委が作成する、平成31年度全国学力・学習状況調査北海道版結果報告につきまして、昨年度同様に同意する旨、回答いたしましたことを報告いたします。なお、道教委が作成する報告書につきましては、本年11月を目途に公表予定です。以上です。

(鎌田教育長) ただ今、事務局より報告がありましたが、この件につきましては例年とおりの形で変わることはないということです。他に質問等がありますか。

質問なし

(鎌田教育長) 他に質問等がないようですので、報告事項①については了解ということよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、報告事項①を了解いたしました。

報告事項② 第3期石狩市教育委員会特定事業主行動計画の取組状況について

(鎌田教育長) 次に、報告事項②「第3期石狩市教育委員会特定事業主行動計画の取組状況について」、事務局から説明をお願いします。

(佐々木学校教育課長) 私から、第3期石狩市教育委員会特定事業主行動計画の取組状況について説明いたします。資料5頁と6頁をご覧ください。平成26年4月に急速な少子化への対応として、子どもが健やかに生まれ育成される社会の実現を目指した、次世代育成支援対策推進法の有効期限が、10年間延長されたことに伴い、特定事業主と位置付けられている市教委としても、新たな行動計画を平成27年12月に、策定したところです。本市の計画の中には、取組状況について、具体的な数値目標を盛り込んでいることから、毎年公表をしていくこととしており、その数値目標の結果が、お手元の資料になっています。参考として、前年の状況も掲載していますが、小学校、中学校、それぞれの取得状況の欄については、あくまでも取得者の平均となっていますので、よろしく願いいたします。それでは、それぞれの休暇についてご説明いたします。

最初に、配偶者出産休暇についてです。これまでも、学校種やその年度により、すべての方が取得できている、というものではありません。資料には記載していませんが、過去5年間の取得日を見てみると、若干の増減はあるものの、平成27年以降は、数値目標の2日を上回っている状況となっており、今年度は、小学校で対象者が7名に対して6名の取得がありました。平均の取得日数は、1名当たり1.9日となっています。中学校では、対象者4名全員が取得し、取得日数の平均が2.3日となっています。

次に育児参加休暇についてです。取得状況としては、平成29年に比べ小学校では取得者、取得日数共に減っています。育児参加休暇取得者、小学校では1名の方が1.5日、中学校では2名の方が2.3日の取得となっており、目標とする3日までは達していない状況です。

続きまして育児休業ですが、女性はこれまでのとおり100%の取得率となっていますが、男性は昨年度についても取得者はいませんでした。

最後に年次有給休暇ですが、過去5年間の経年変化を見ますと、中学校は概ね13日台となっていました。昨年の取得日数は14日と、若干の増となっています。小学校は、昨年度に引き続き、14日台の14.2日となっています。目標を達成できない要因としては、免許更新ですとか、新学習指導要領の部分があるかと思えます。とはいえ、先生方が休みを取れる期間というのが、やはり長期休業中にまとめて取る、というようなことになると思いますので、夏季休暇が始まる前の、7月の校長会、教頭会にて、年休の取得については、計画的に取得するよう

周知を行ったところですが、私からは以上です。

(鎌田教育長) ただ今、事務局から報告がありました。この件について、ご質問等がありましたら受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

(松尾委員) 一点確認なのですが、年次有給休暇で、小学校のところで対象者が233名、取得者が232名ということで1名足りないのですが、この1名というのは、全く1日も取得していないという理解でよろしいでしょうか。

(佐々木学校教育課長) そのとおりなのですが、この方は、大学院の派遣という形なので、一般の先生とは違う勤務形態となっています。夏季休暇については、取得しているのですが、自分から望んで派遣され、研究をしている部分もあるので、年休は取得していないという形と聞いております。

(松尾委員) わかりました。

(鎌田教育長) 今後、取得するようにお伝えしたいと思います。他に質問等はございますか。

(山本委員) 先日、これに関しての新聞報道がありまして、新聞の内容は一般の企業の話だったのですが、まだまだ、男性の育児休業の取得率がすごく低いということで、なぜ低いかというと、その声を聴くと「お前が産むわけではないだろう」、「俺の時代はそんなことでは休暇は取れなかった」、とかそういうことを、上司や同僚に言われるというので取得しづらい。また、「実際に休暇を取得したら別の部署に異動させられた」、との声が出ていました。学校の先生方に関しては、そういった声は出されていないのか、また、そういった声を聞く機会があるのかどうか、実際に、取得していないという人から聞く機会はあるのでしょうか。

(佐々木学校教育課長) 委員からのお話のとおり、過日、国連児童基金ユニセフの報告でも、「日本は制度があるけれどもそれを取得する方は少ない」、「まだまだ、取得に関しては時間がかかるだろう」、と言われてるように、意識という部分、管理職に限らず先生方の部分でもあるのかなと思います。過去に1名の取得者がいて、市部局でも同じように育児休業を取得している方は少なく、過去に3名ほどいるとは聞いているのですが、その時には育児休業を取得した方から、話を聞くなどはしていたようですが、教員の方からは、「なぜ取得していないのか」、などの聞き取りは行っておりません。

(山本委員) 管理職の方など、上の方が意識を強く持っていただきたいと思いません。

(鎌田教育長) さらに校長会、教頭会を通して周知していきたいと思えます。貴重なご意見ありがとうございます。その他ございますか。

質問なし

(鎌田教育長) 他に質問等がないようですので、報告事項②については了解ということよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、報告事項②を了解いたしました。

日程第6 その他

(鎌田教育長) 次に、日程第6 その他を議題といたします。事務局から何かございますか。

(佐々木生涯学習部長) ありません。

(鎌田教育長) 委員の皆様からございますか。

(穴水委員) 市教委のホームページについてですが、新着情報の中に、2019年7月26日更新ということで教科書採択が入っているのですが、教科書採択というのが、通年今頃発表されるものなのか、教えていただきたい。

(佐々木学校教育課長) 教科書採択についてですが、その結果については通年でお示ししています。ただ、今回の新着情報で載せている部分は、来年度から使う教科書に対して、採択をされた結果を、「教育委員会に来ていただくと、その結果+内容、中身までお見せいたします」、という内容を載せていますが、「8月末までに教科書採択があつて9月以降にその情報を開示します」、というお知らせになっています。それ以外の教科書採択の結果は、通年でホームページにお示し

しています。

(穴水委員) 見た感じでは、「小学校は、こういう教科書を採択しました」、ということで教科書会社の名前があって、「中学校は、数学であればどここの会社のものを使っています」、という形ですし、なぜそれが採用されたのかという理由等については書かれておりません。あれだけの発表の内容であれば、もっと早く載せられると思ったのですが。

(佐々木学校教育課長) この新着情報の件は、教科書採択のホームページの部分について、更新をしたところ新着情報に載ったということです。「今後、採択した趣旨も確認できます」、といったお知らせを一体的に掲載いたしましたので、このような形になっています。何を採択しているかというものはあらかじめ、事前に通年でお示ししています。通年でお示ししているものに、一つ新しい情報を付け加えたため、更新された日付けとなったものです。日付けは更新した日付けで出てしまっているのですが、その情報としては、古いものを残しつつ、新しい情報を載せてお示ししています。

(鎌田教育長) ただ今、佐々木課長からありましたように、採択はこれからの作業となります。

(松尾委員) 結局、その採択結果というのは元々あって、その上に新しい新着情報が載っているから、新着情報として採択結果まで掲載されている状態ということですね。

(鎌田教育長) 採択結果というのは、前回採択した結果が載っているということですね。

(佐々木学校教育課長) 前回採択した結果を載せておかないと、意味が分からなくなるため載せています。

(松尾委員) 前回採択した結果の更新日付けというのは、入っていないのですね。

(佐々木学校教育課長) 新着情報のところに載せているのは、「来年度から使う情報、教科書採択の経緯を9月2日以降からお見せできますよ」、という新たな情報です。メインとしているところは、「今、こう言うものを使っていますという教科書の一覧」で、この情報を更新し新着情報をぶら下げましたので、このホ

ホームページの作りとして、新しい情報を更新した日が更新の日付けとなりました。

(鎌田教育長) 新着情報をクリックすることによって、新着情報のみの表示ではなく、更新前の情報も表示されるつくりが、誤解を招くつくり方となっているように思いますので、掲載方法を工夫したらどうでしょうか。

(佐々木学校教育課長) ホームページの仕様にも関連することなので、誤解を招かない方法がとれるのかも含め検討したいと思います。

(松尾委員) 結局、この掲載日7月26日更新となっているのは、一番上の記事を書いた日がこの日ということですね。その下の小学校教科用図書だとか中学校教科用図書とかはもともとある記事なのですね。上から載っている記事の更新日に見えたという話ですよ。これは仕方ないのではないかと思います。

(穴水委員) せめて表の中に、いくらかでも注意書きが書いてあれば見るのでしょうけれども、ただ一枚に小学校分、中学校分、特別支援分それしか載っていないので、見方によっては来年度分の採択を載せたのかと思ってしまいます。平成31年度とは書いてありましたが、今使っているものだろうなと思ったのですが、今使用しているものであれば、なぜこの時期の7月に載せるのか。決定したのは去年の12月でしたから、今時、新着情報みたいな形でなぜ出てくるのか、例年こういう形にしているのかなという、疑問があったものですからお話をしました。

(松尾委員) 見た感じ私は、違和感はなかったのですが。

(佐々木学校教育課長) ホームページに載せている側としては、そういう趣旨ではなかったのですが、ご覧になっている方がそうお感じになったのであれば、ホームページの仕様上、そういう形でできるのかどうかも含めて検討させていただければと思います。

(鎌田教育長) その他ご質問等はございませんか。

質問なし

(鎌田教育長) それでは以上で、日程第6 その他を終了いたします。

日程第7 次回会議の開催日程について

(鎌田教育長) 次に、日程第7 次回会議の開催日程でございます。次回につきましては、8月27日(火)13時30分からを予定しておりますので宜しくお願いいたします。以上をもちまして、公開案件は終了いたします。非公開案件の説明員以外の方はご退席をお願いいたします。

【非公開案件の審議等】
14時39分～14時45分

閉会宣告

(鎌田教育長) 以上をもって、7月定例会の案件は全て終了いたしました。これをもって、令和元年度教育委員会会議7月定例会を閉会します。

閉会 14時45分

【非公開案件の審議等の結果】

議案第2号 令和元年度石狩市奨学生の決定について

原案どおり可決した。(質疑等省略)

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和 元年 8 月 20 日

教育長 鎌田英暢

署名委員 穴水 正